

業務委託仕様書

1 業務名

横浜こどもスポーツ基金ファンドレイジング業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月 31 日まで

ただし、契約は単年度契約としますが、業務の履行状況が良好であり契約条件の合意が得られる場合は、最大3年までの契約延長を可能とします。

3 業務内容

(1) 寄附金獲得業務

受託者は、寄附者を探し、当基金に寄附してもらえるよう働きかける。

(2) 寄附金獲得手法の提案業務

受託者は会議に参加し、寄附者獲得の方向性、資金調達の効果的な活動や手法等を提案する。

(3) こどもスポーツ基金会議での報告

受託者は求めに応じ、適宜、横浜こどもスポーツ基金の会議に出席し、業務の状況を報告する。

受託者が、横浜こどもスポーツ基金の会議に出席を希望する場合は、委託者と協議し、委託者は、必要に応じて受託者に会議の出席を求める。

(4) 各種資料作成業務

横浜こどもスポーツ基金事務局からセールスシート用の基礎資料を受託者に提供し、それを基に、受託者は寄附者を募るための資料を制作する。

4 契約金額

(1) 寄附金獲得業務の対価

委託者は、寄附金が納入された後、その金額の10%(百円以下切り上げ)を業務委託料として受託者に支払う。

(2) 会議出席経費

委託者の要請に基づき受託者が横浜こどもスポーツ基金の会議に出席した場合、委託者は受託者に対し、1回の会議出席に対し、30,000円を支払う。

※受託者が個人・法人を問わず、委託者と業務委託契約を締結する。委託者は、寄付金獲得業務の対価や会議出席経費に消費税加えた金額を受託者に支払うことになる。

5 寄附者の要件

- 受託者が寄附者を募る際、寄附者は、次の要件を受容するものとする。
- 横浜こどもスポーツ基金の活動に賛同する個人・団体であること。民間事業者、任意団体、法人他、団体

形態は問わない

- 暴力団等反社会的勢力と関係を持っていない団体であること。
 - 本件は、横浜こどもスポーツ基金を運営している公益財団法人横浜市スポーツ協会への寄附となるため、寄附を行った場合、個人・法人問わず税制上の優遇措置を受けることができる。寄附控除制度については、別紙を参照すること。
 - 寄附金を所得控除の対象とする場合は、寄附に対する対価を求めないこと。
 - 寄附者の公表は、横浜こどもスポーツ基金のホームページ、横浜こどもスポーツ基金の事業報告書、イベント等での寄附者一覧に限ることを了承していること。
- なお、寄附者は公表を拒むこともできる。

6 その他

- 業務遂行にかかる費用は、原則、受託者が負担する。
- 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議のうえ決定する。
- 寄附者の獲得活動にあたり、協賛の申し出があった場合は、協賛金額、協賛物品、協賛サービスなどの協賛者が提供するものと、協賛者が求める利得(協賛メリット)を聞き取り、委託者に報告する。

寄附控除に関する資料

個人が寄附した場合の控除制度

寄附をした個人は、以下の 2 つの方法のいずれかを選択できます：

1 所得控除(寄附金控除)

控除額：(寄附金額 - 2,000 円)

控除限度：総所得金額等の 40%まで

2 税額控除(公益社団法人等寄附金特別控除)

控除額：(寄附金額 - 2,000 円) × 40%

控除限度：所得税額の 25%まで

法人が寄附した場合の控除制度

法人が公益財団法人に寄附した場合、損金算入限度額が一般寄附金とは別枠で認められます。

損金算入限度額の計算式

区分	計算式
一般寄附金	(資本金等 × 0.25% + 所得金額 × 2.5%) × 1/4
特定公益増進法人への寄附	(資本金等 × 0.375% + 所得金額 × 6.25%) × 1/2

※この「特定公益増進法人」には、公益財団法人が含まれます。

控除を受けるための手続き

- 確定申告が必要です。
- 寄附先から発行された領収書や所轄庁の証明書の写しなどを添付する必要があります。